

医療法人北翔会 6条整形外科クリニック

通所リハビリテーション・重要事項説明書

1. 施設の概要

① 施設の名称

施設名	医療法人北翔会 6条整形外科クリニック
所在地	岩見沢市6条西1丁目8番地
電話番号	(0126) 31-7317
FAX	(0126) 31-7319
管理者名	院長 坂本 尚聡
介護保険指定番号	0115711533

② 通所リハビリテーション（予防通所リハビリテーション）の目的と運営方針

医療法人北翔会 通所リハビリテーションが行なう通所リハビリテーション及び予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員基準及び管理運営に関する事項を定め、通所職員が利用者様に対し適正な指定通所リハビリテーションサービスを提供することを目的としています。

通所リハビリを必要とする利用者様に対し、リハビリテーション計画に基づいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士による機能訓練や、作業療法士・介護職員など作業訓練・レクリエーションを通じて、心身機能の維持回復がはかれるように努めています。

③ 職員の体制（令和6年11月1日現在）

	常勤	非常勤	小計
医師	1	0	1
(准)看護師	0	1	1
介護福祉士	5	4	9
理学療法士	2	0	2
作業療法士	0	0	0
介護職員	0	3	3

④ 第三者評価の実施状況： 受けていません。

⑤ 利用定員 40名

⑥ 送迎範囲 岩見沢市内

2. 営業日及び時間

営業日：月曜日～土曜日 月曜日の祝日（振替休日を含む）

休業日：日曜日・月曜日以外の祝日・開設記念日（6月第2土曜日）
お盆休み（8月15日）年末年始（12月30日～1月3日）

営業時間：午前8:30～午後17:00まで

3. 利用料金（1割負担金額）

<通所リハビリテーション サービス利用料金（1日あたり）>

①保険扱分（1割負担の金額）

介護度	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間	2～3時間	1～2時間
要介護1	715円	622円	553円	486円	383円	369円
要介護2	850円	738円	642円	565円	439円	398円
要介護3	981円	852円	730円	643円	498円	429円
要介護4	1,137円	987円	844円	743円	555円	458円
要介護5	1,290円	1,120円	957円	842円	612円	491円

②加算料金

入浴加算	40円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	560円/月 開始月から6ヶ月以内 240円/月 6ヶ月以降
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	593円/月 開始月から6ヶ月以内 273円/月 6ヶ月以降
リハビリについて医師が利用者又は 家族に説明した場合	270円/月
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満 12円/日 4時間以上5時間未満 16円/日 5時間以上6時間未満 20円/日 6時間以上7時間未満 24円/日
口腔機能向上加算	150円×2回/月
サービス提供体制強化加算（I）	22円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	110円/日 ※退院（所）日から3ヶ月以内
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	40円/月
重度療養管理加算*	100円/月
退院時共同指導加算	600円/回

* 補足）重度療養管理加算：要介護3以上の者で、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合算定されます。

（喀痰吸引、褥瘡の治療、中心静脈注射、経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養など）

・送迎減算・

ご家族又はタクシーで来所・帰宅された場合：片道につき47円の減算となります。

利用料金（2割負担金額）

<通所リハビリテーション サービス利用料金（1日あたり）>

保険扱分（2割負担の金額）

介護度	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間	2～3時間	1～2時間
要介護1	1,430円	1,244円	1,106円	972円	766円	738円
要介護2	1,700円	1,476円	1,284円	1,130円	878円	796円
要介護3	1,962円	1,704円	1,460円	1,286円	996円	858円
要介護4	2,274円	1,974円	1,688円	1,486円	1,110円	916円
要介護5	2,580円	2,240円	1,914円	1,684円	1,224円	982円

②加算料金

入浴加算	80円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	1,120円/月 開始月から6ヶ月以内 480円/月 6ヶ月以降
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	1,186円/月 開始月から6ヶ月 546円/月 6ヶ月以降
リハビリについて医師が利用者又は 家族に説明した場合	540円/月
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満 24円/日 4時間以上5時間未満 32円/日 5時間以上6時間未満 40円/日 6時間以上7時間未満 48円/日
口腔機能向上加算	300円×2回/月
サービス提供体制強化加算（I）	44円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	220円/日 ※退院（所）日から3ヶ月以内
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	80円/月
重度療養管理加算*	200円/月
退院時共同指導加算	1,200円/回

*補足）重度療養管理加算：要介護3以上の者で、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合算定されます。
（喀痰吸引、褥瘡の治療、中心静脈注射、経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養など）

・送迎減算・

ご家族又はタクシーで来所・帰宅された場合：片道につき47円の減算となります。

利用料金（3割負担金額）

<通所リハビリテーション サービス利用料金（1日あたり）>

保険扱分（3割負担の金額）

介護度	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間	2～3時間	1～2時間
要介護1	2,145円	1,866円	1,659円	1,458円	1,149円	1,107円
要介護2	2,550円	2,214円	1,926円	1,695円	1,317円	1,194円
要介護3	2,943円	2,556円	2,190円	1,929円	1,494円	1,287円
要介護4	3,411円	2,961円	2,532円	2,229円	1,665円	1,374円
要介護5	3,870円	3,360円	2,871円	2,526円	1,836円	1,473円

②加算料金

入浴加算	120円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	1,680円/月 開始月から6ヶ月以内 720円/月 6ヶ月以降
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	1,779円/月 開始月から6ヶ月以内 819円/月 6ヶ月以降
リハビリについて医師が利用者又は 家族に説明した場合	810円/月
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満 36円/日 4時間以上5時間未満 48円/日 5時間以上6時間未満 60円/日 6時間以上7時間未満 72円/日
口腔機能向上加算	450円×2回/月
サービス提供体制強化加算（I）	66円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	330円/日 ※退院（所）日から3ヶ月以内
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	120円/月
重度療養管理加算*	300円/月
退院時共同指導加算	1,800円/回

* 補足）重度療養管理加算：要介護3以上の者で、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合算定されます。

（喀痰吸引、褥瘡の治療、中心静脈注射、経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養など）

・送迎減算・

ご家族又はタクシーで来所・帰宅された場合：片道につき47円の減算となります。

<介護予防通所リハビリテーション サービス利用料金（1ヶ月あたり）>

保険扱分

介護度	利用料金（月額）		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2, 268円	4, 536円	6, 804円
要支援2	4, 228円	8, 456円	12, 684円

① 加算料金（1割負担分）

口腔機能向上加算	150円/月
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1 88円/月 要支援2 176円/月
介護職員処遇改善加算I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	40円/月
退院時共同指導加算	600円/回

② 加算料金（2割負担分）

口腔機能向上加算	300円/月
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1 176円/月 要支援2 352円/月
介護職員処遇改善加算I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	80円/月
退院時共同指導加算	1,200円/回

③ 加算料金（3割負担分）

口腔機能向上加算	900円/月
サービス提供体制強化加算（I）	要支援1 264円/月 要支援2 528円/月
介護職員処遇改善加算I	所定単位数×8.6%
科学的介護推進体制加算	120円/月
退院時共同指導加算	1,800円/回

介護保険制度改定等によりサービス料金（給付額）に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の利用料金（負担額）を変更します。

* 介護保険の給付とならないサービス（自己負担料金）

① 食事の提供

② バスタオルの提供

ご契約者の希望により入浴時のバスタオルにかかる費用

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが妥当であるもの（おむつ代など）にかかる費用を負担いただきます。

昼食代	600円
おやつ代	40円
バスタオル代	60円
複写物の交付（コピー代）	1枚あたり10円
オムツ代	40～130円
写真代	20円

4. 必要な持ち物

タオル（入浴時に必要となります）

連絡帳（初回利用時にこちらからお渡しします）

内服薬（昼食時に飲んでいるお薬）

歯ブラシ（ご本人の判断と致します）

上靴（スリッパ以外）

着替え

（入浴後着替える事が必要な場合や便汚染などが頻回な場合は御持参下さい。）

※ 持ち物には必ず名前を記入してください。 名前の記入がない場合、紛失しても責任をもてない場合があります。また大切な物（入れ歯、補聴器、眼鏡等）の中で、ご自分で管理が難しい場合は必ず職員へ教えてください。

※ 金銭等は特別なことがない限り使用しませんので、ご持参されないようにしてください。行事などで使用する場合はこちらから連絡します。

※ 貴金属などの貴重品は個人の管理となりますので紛失した場合などは責任を負えません。

※ 通所利用中に嘔吐・（便）失禁した際の衣服に関しては、衛生上の都合からこちらで洗濯をすることはできません。

（着替えの持参が無い場合は、着替えをお貸ししています。）

5. 利用の中止・変更・追加

利用予定日前に、ご契約者の都合により、通所サービスの利用を中止又は、変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。

この場合にはサービス実施日の当日の9:30までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の9:30までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の金額をお支払いいただく場合がございます。

利用予定日の9:30までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の9:30までに申し出がなかった場合	600円 (昼食料金)

サービス利用の変更・追加の申し出について、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

利用者の主治医又は協力機関への連絡を行ない、医師の指示に従います。

また緊急連絡先に連絡いたします。

又、利用中に受診の必要がある場合や体調不良で帰宅を希望された場合はご家族様に連絡をし、迎えに来て頂くこととなります。

7. 個人情報についての取り扱い

利用目的

- i) 利用者に提供するリハ、介護などのサービス
- ii) 介護保険請求のための事務
- iii) 当事業所の行う管理運営業務(会計、経理、事故報告、サービスの質向上)
- iv) 他医療機関、介護機関との連携
- v) 家族等への状況報告
- vi) 行政機関等、法令に基づく照会、確認
- vii) 賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、相談
- viii) その他公益に資する運営業務(基礎資料の作成、実習への協力、職員研修等)
- IX) 利用状況の連携を図るための写真や動画の撮影

8. 事故発生時の対応

- i) サービスの提供により事故が発生した場合は必要な措置を講じるとともに速やかにご家族様、居宅支援事業者、保健所へ連絡致します。
- ii) 事業者の責任により損害が生じた場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 虐待及び身体拘束防止に関する取り組み

当事業所では日頃からの高齢者虐待の早期発見に努め、発見した場合には速やかに市町村へ報告すると共に要因の除去に努めます。

又、利用者様の尊厳・主体性を尊重し、下記の通り事業所内での虐待・身体拘束の防止に努めます。

- i) 苦情処理の徹底
- ii) 虐待防止・身体拘束防止検討委員会の設置
- iii) 定期的な職員研修の実施

* 身体拘束に関してやむを得ない場合の3原則について

利用者個々の心身状態を勘案し疾病・所外を理解した上で身体拘束のないケアを提供することが原則であるが以下の3つの要素全てを満たす状態になった場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

・「やむを得ない場合」の判断日については院長及び所長の合意の下で行い、職種や個人による個別的な判断は行いません。又、利用者及び家族に対しては身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間を十分に説明し理解を得るように努めます。

身体拘束を実施した場合はその経過観察及び経過記録を記載し、1か月に1回身体拘束廃止に向けた会議を行います。

10. 非常災害や感染症が発生した場合の取り組み

非常災害や感染症が発生時において、必要なサービスを継続的に実施するために下記の取り組みを行っています。

- i) 非常災害・感染症に関する事業継続時計画の作成と定期的な見直し
- ii) 定期的な訓練と研修会の開催

11. 苦情の受付について

相談・苦情に対する常設窓口

電話番号 (0126) 31-7317 FAX (0126) 31-7319
担当者 石川 理絵 (通所リハビリテーション所長)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人北翔会 6条整形外科クリニック
住 所	〒068-0026 岩見沢市6条西1丁目8番地
連 絡 先	電話 0126-31-7317 FAX 0126-31-7319

措 置 の 概 要

1. 利用者からの相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者

- ① 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いております。
また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでおります。

○相談・苦情等の受付先 電話番号 0126-31-7317
FAX番号 0126-31-7319

○相談・苦情等の受付担当者氏名 石川 理絵

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、ただちに相談窓口責任者が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認いたします
- ② 苦情処理担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。
(検討会議を行わない場合も、必ず責任者まで処理結果を報告します。)
- ③ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を実施します。
(利用者への謝罪等)
- ④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

3. その他参考事項

- ① 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけております。
(毎日ミーティングで確認、及びサービス提供職員の研修の充実)